

第47回長野県景観審議会議事録

日時：平成25年(2013年)11月12日(火)
午後1時から3時まで

場所：長野県庁特別会議室

1 日 時 平成 25 年 (2013 年) 11 月 12 日 (火) 午後 1 時から 3 時まで

2 場 所 長野県庁特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員 (敬称略)

勝山敏雄 小松郁俊 佐々木定男

進士五十八 関敦子 場々洋介

増田幸一 益山代利子 三澤重一

宮崎崇徳 矢澤由美子 山下大輔

(2) 長野県

山田邦仁 建設部建築指導課長

油井法典 建設部建築指導課 企画幹兼課長補佐兼景観係長

建築指導課景観係職員

以下要旨

(油井課長補佐)

お待たせをいたしました。景観審議会を開会させていただきたいと思えます。

私は、本日の進行を努めさせていただきます建築指導課 課長補佐の油井法典でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の皆様の出欠の状況でございます。

委員総数 15 名のところ、本日、西村委員、藤居委員、柳田委員におかれましては、御都合により欠席されており、12 名の委員の方の出席をいただいております。

したがって、委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第 40 条第 2 項により、会議が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

本来ですと、長野県建設部長 北村勉から御挨拶を申し上げるところですが、あいにく所用があり欠席しておりますので、建築指導課長の山田邦仁から御挨拶いたします。

(山田建築指導課長)

(あいさつ 略)

(油井課長補佐)

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、長野県景観条例第 40 条第 1 項の規定によりまして、進士会長をお願いいたします。

御挨拶と議事録署名委員の御指名、引き続き、議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(進士会長)

皆さん、御忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。去年の暮れに開催した以来だそうです。長野県は、冬が大好きなようです。せっかくですから、紅葉も眺めながら十分な御審議をいただければと思います。今日の議題は、先ほど山田課長から話のあった 4 点です。まさに審議会っぽい内容が並んでいます。まずは事務局から説明していただき、説明の後に御意見をいただければと思います。議事録署名委員ですが、場々委員と益山委員をお願いします。両名の委員さん、よろしいですか。(両委員了解)

それでは、議題 1 の「長野県景観育成計画の一部変更について」です。事務局から説明をお願いします。

(木下担当係長)

(資料の説明)

(進士会長)

いかがでしょう。長野県では新しく条文を加えるときは一番最後にくっつけるのですか。常識的に言うと、「専門家の活用」とかの創造的な取組は最後にくっつけ、対象や景観を分類するようなときは前の方にくっつけるんですが、前にくっつけると刷り直しが増えてしまうので、後ろにつけたのかな。

(油井景観係長)

新しく策定した農村景観育成方針を、現行の長野県景観育成計画の中でどのように位置づけるか事務局の中で議論してまいりました。その結果、現行の長野県景観育成計画も総合的に完結した計画であり、農村景観育成方針も一つの総合的な計画に類似したものになっておりますので、これをばらばらに融合して景観育成計画をつくりあげるのは困難な作業でありますから、農村景観育成方針は、農村景観育成という、一つの着眼点・ベクトルからみたものと考え、現行の長野県景観育成計画の中で、このようなアプローチをすれば、農村景観育成方針となりますよということを明記することで、同計画の中に位置づけたものでございますので、後ろにつけた形となっております。

(進士会長)

まあ、そうですね。事務局の説明でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは原案のとおりとします。それでは、「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画の一部変更について」事務局から説明願います。

(戸沢主査)

(資料の説明)

(進士会長)

ありがとうございました。今の説明の中でわからなかった点があるので、質問しますが、飯山市は景観行政団体になるに当たって、県が今までやってきた景観育成重点地域と同じぐらいの景観計画を策定することを県で確認した上で、今回諮問しているわけですか。一般的には、景観法は一義的には県に責任があって、県の方針又はそれ以上に市町村が行うことを前提に、景観行政団体に移行する手続ではないのですか。

(油井景観係長)

それでは、補足説明させていただきます。今、会長がおっしゃったとおり、飯山市の地域は県の景観重点育成地域でありますので、飯山市が同等ないしそれ以上に行っていたことを前提に、これまで協議してまいりました。具体的に申し上げますと、参考資料と

して、飯山市の景観計画案のペーパーをごらんいただきたいのですが、2に県の現行景観区域があり、裏に飯山市の景観形成区域案がありますが、見比べると、県のピンク色と市の赤い線が沿道地域となっていて、県の計画よりも、国道の沿線が中心市街地を除いて、田園地域に区分されております。その点では規制がゆるやかになったわけですが、近年の開発行為の状況から、国道の沿線を「線」で規制するよりも、背景の田園も踏まえた「面」での規制の方が実態に合っていることから、県と市で議論してきて、そのように変更したものです。トータルとしては、近年の実態も踏まえ、県と同等以上の水準で行っているものと認識しております。

(進士会長)

ありがとう。趣旨は分かっているようですので、内容はチェックしてある訳ですね。これだったら後退していないから、これを認めているんですね。地域区分が細かい方がいいとか、沿道地域を変えるというのは、細かい話なので、地元がやりやすい方がいいと思うので。

基本的に、大事なところは抑えているということで良いですね。他に質問ありますか。益山委員、どうぞ。

(益山委員)

飯山市が景観行政団体になり、景観計画を作る理由として、北陸新幹線が延長になることと関連はありますか。

(油井景観係長)

飯山市の景観計画案の冒頭中、計画策定の背景として、「近年では、北陸新幹線の開業に向けた中心市街地の変化や、良好なふるさとの原風景が残る農村などの集落機能の維持が課題となり、新たなまちづくりや地域づくりへの景観形成のニーズが高まってまいりました。特に平成26年度には北陸新幹線飯山駅が開業することにより、各都市から飯山のアクセスが便利になります。都会の人々に豊かな自然と四季折々の風景を感じさせ、清らかな水と空気に囲まれた飯山市を身近で魅力的な場所と認識されることで、初めて飯山を訪れる人はもちろん、飯山ファンとしてリピーターの増加も見込まれます。このような背景のもと、より、飯山市の課題に対応した総合的な景観形成を進めるため、飯山市景観計画を策定することとしました。」と記載されています。

(場々委員)

新幹線の延長に伴う、他の地域も含めた、県全体の対応はどうなっていますか。

(油井景観係長)

新幹線延長に伴う県の対応としましては、主に屋外広告物の規制を行ってきました。県全体としては、観光面の振興の観点などから、部局横断的に検討や事業実施を行っております。

(進士会長)

今までは、屋外広告物を規制してきましたけど、これからは、むしろ新幹線の車窓は多くの人が眺める長野の風景となりますので、車窓から見える風景をどのようにコントロールするかが重要で、ふるさと信州というからには、ふるさととして、修景が必要になります。これから、担当課として考えていかなければいけない課題になりますね。

(油井景観係長)

平成 25 年 1 月に、当景観審議会から知事に答申いただきました、「世界に誇る信州・ふるさと風景づくり」の 18 ページに、「沿道（車窓）景観でふるさと信州を実感する」という事業の方向性の提言をいただいておりますので、今後取り組んで行く方向と思っております。

(進士会長)

その他いかがでしょう。それでは、「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画の一部変更について」は、これでよろしいでしょうか。了解いただけただけということで。次に、「伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画の廃止について」の説明を事務局からお願いします。

(塩野技師)

(資料の説明)

(進士会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について委員から意見、質問がありましたら、どうぞ。

(宮崎委員)

景観育成特定地区については、当初住民協定の地区が発展した形で進んできたと思っていたのですが、伊那市が景観行政団体になる中で、西箕輪地区の景観育成特定地区の廃止はやむを得ないのですが、住民協定地区を景観育成特定地区に切り替えていく制度へ移行していく方針であったと思うのですが、先ほどの飯山市も含めた市町村の景観行政団体が増えてきて、県が所管している地区が、空白が増えてエリアが点在するような形になる中

で、県としては、住民協定制度や景観育成特定地区をどのように見直しをしたり、制度設計していくつもりですか。

(油井景観係長)

市町村の景観行政団体が増えていくなかでは、住民協定の制度は、基本的に市町村が中心に行ってもらえればと思っております。ただ、県では、平成4年から住民協定の制度を作り、現在168地区ありますが、20年ぐらい経っている訳です。この間長くしっかりやってきた地区については、知事表彰制度の中で表彰できるように制度を変更しました。なお、宮崎委員の御意見そのものではありませんが、お考えを私どもで突き詰めますと、住民協定制度の持つ自発性を保つ形で景観育成特定地区制度ができており、今回地区を廃止して、市の景観重点地区として制度を運営するのはいかがかという意見について仮にお答えすれば、伊那市と協議する中で育成特定地区の形で維持できないかと打診はしていました。結果的には、重点地区で運用するという形となった訳でございます。ただ、伊那市の重点地区であっても、住民の皆様がしっかり活動しているとお聞きしておりますので、知事の表彰制度の中でも対応できるものと考えております。

(宮崎委員)

県の住民協定はこれまでに多くあって、引き継がれている部分はそれで良いかと思いますが、これから新たに起こってくる景観育成住民協定や景観育成特定地区について、県として制度変更しなくても良いと考えているのか、お聞きします。

(油井景観係長)

知事の表彰制度の中では、市町村が新たに認定する住民協定制度や類似の協定等のものを拾えるよう、柔軟に考えておりますので、特段、新たな制度設計の必要はないものと考えております。

(進士会長)

よろしいですか。他に意見等ありますか。

(小松委員)

住民協定の話を今聞きましたが、私も諏訪市で20年間やってきました。諏訪市でも、景観行政団体になった際に住民協定制度を引き継ぐことが大変で、なんとか引き継がれましたが、多くの市町村が景観行政団体に移行した場合に取り込まれないケースが多いですね。現実にはほとんど補助金がもらえなくなるんですね。先ほど168地区あるとのお話がありましたが、現実、維持が難しくなっている地区もあります。20年続いた後に、知事が表彰する制度の対応というよりも、今ある住民協定が存続できるよう、市町村が制度を引継い

だ上に、例えば、運営の補助もするように、県は市町村の景観計画への記載を求めることが重要だと思います。

併せて、先ほど、宮崎委員が触れたように、住民発意があった景観育成特定地区が重点地区になることで、住民が発意する前に行政にお聞きしてからという様にならないような、きちんとした方向性が県に求められていると思います。

(進士会長)

今お聞きして、小松委員の考えていることに対して、事務局の考えが逆行していますね。もう一回、入口を言います。景観法を2004年に作りましたが、枠組みは、景観行政は県の仕事です。ただし、二重行政を避けるために、地元がしっかりとやりたいという場合に、基礎自治体に任せるということになっています。より、濃度が高まるというような制度設計なんです。県がやっている場合は、田園地区とか沿道地区とか普通名詞的に大雑把にしかできないですが、市町村なら、あの山の麓はこうしようと、固有名詞で制度設計できる訳で、県がやっているより悪くなるのであれば、移行させなくてもいい訳です。ただ、今聞いていると、県の担当者が遠慮していると感じましたね。私はいつも申し上げているんですが、建築指導課という職制上、全国一律の行政に慣れてきてしまっているんですね、建築基準を守るというふうですね。でも、景観行政は違います。歴史・自然・文化・社会の違いを踏まえて、まちづくりをしているのだから。個別性を追求している訳ですから。ただ、多くの場合は、経済活動に忙しくて、地元ではやりきれないということで、県は応援する必要がありますし、「信州」全体のブランドを守るという意味でも県は支援しなければいけない。

いずれにせよ、県がやっているよりも良くなる必要があるんですね。

言うことをきかないから、仕方がないからお願いしますは、駄目ですよ。油井さん。よろしくお願いしますよ。

(油井景観係長)

はい。

(山田建築指導課長)

今、会長のおっしゃるとおりで、小松委員の意見も踏まえ、初めてお聞きした部分もありましたので、県がこれまで取り組んできた上に地域特性を加えるような水準となるようにすることが本来の景観行政団体の移行だというスタンスのもと、今までに景観行政団体に移行した状況も検証した上で、景観行政団体の移行は進めていく方向は維持しながらも、今後注意してやってまいりたいと思います。

(進士会長)

はい、ありがとう。三澤委員、どうぞ。

(三澤委員)

今、伊那市は景観行政団体になるということで盛り上がっています。お隣の駒ヶ根市も景観行政団体になりました。お隣の南箕輪村もそういう動きがあります。われわれ、伊那市について言いますと、景観住民協定地区が 13 あります。この 4 年間の中で、(景観行政団体移行に向け、) 景観懇談会、景観計画策定委員会、景観審議会と進めてきましたが、たまたま昨日、景観審議会がありました。そういった中を見ますと、景観住民協定地区の会長にもだいぶ参加してもらってききましたので、活発な意見も出ております。かなり盛り上がっていることをちょっとお知らせします。県が求めているものより低いということはないと思います。

(進士会長)

伊那市は大成功ですね。

(小松委員)

諏訪も、初めはそうだったんです。何年か経つと、住民団体はいられなくなってしまうのです。結局、行政がやるようになってしまい、長野県の景観行政団体へ移行した市町村の中で、住民協定に補助するという条文がなくなってしまうところが多いです。重点地区は市でやるから皆さんはいいですという形になってしまいます。私は市の景観審議会の会長を行ってききましたのでわかりますが、住民発意がなくなってしまうので、是非、伊那市さんもこれからうまくやってください。

(三澤委員)

たしかに、そういった条文はないかもしれませんが、伊那市でも、景観住民協定は古いもので 10 数年経っています。そこまで一生懸命やっています。協定の代表者が行政にどういう意見を反映させるかが、住民側としても住民協定も続けていく上で重要で、行政の方も取り上げてくれれば、今後ともいいと思います。

(小松委員)

是非、条文の中に取り上げていきましょう。

(進士会長)

他に意見ありますか。先ほど、山田課長の言われたとおりだと思います。要するに、より良くなるために景観行政団体の移行を進める訳です。景観行政団体に移行することを進めることは結構なのですが、逆の面では、全県的なバランスが見えなくなるんですね。そ

こが、県と市町村の役割分担なのです。ですから、オール信州で大事なところは県でおさえておいて、緻密なところは、地元自治体が行うというようにできれば一番良いわけです。

初めのうちは、役所の人は一生涯懸命予算を取ってくるのです。でも、人事異動があると段々そこが薄れていって、与えられものとして仕事をするようになり、公平性・画一性に重点が移っちゃうのですね。ユニークなものがなくなってしまうのです。景観行政の本質はどこにあるか、原点に戻らなければいけません。山田課長はそこが良くわかっておられますので、その線をお願いします。

それでは、4の「屋外広告物条例の規定による規制地域の指定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

(塩野技師・油井景観係長)

(資料の説明)

(進士会長)

はい、ありがとう。ただいまの説明について委員から意見、質問がありましたら、どうぞ。

資料の4-3で新幹線のトンネルの法面が目立ちますね。

(塩野技師)

資料の4-3の②については、法面の植栽はこれからだと思います。

(進士会長)

千曲川が見えるときは、1000mぐらい離れても、千曲川の水面は目立つんですね。車窓から見える重要な景観資源ですから。そういうところに、余計な屋外広告物があると目立つんですね。本当なら川向こうまでやった方がいいんですが。役所の場合は一律に同じ距離で行いたがるのです。近景でやらなくてもいいところもあるし、遠景で規制する必要なものもあるのですね。従来の屋外広告物行政と違った発想で、乗客に「ふるさと信州」を感じさせる必要があります。スピード感のある車窓風景の場合は、スケールの小さいものは認めてもいいんですけど、そういうところまで緻密に規制してきたのが、従前の建築行政なのです。一方、駅舎の風景も大事なのですよね。上田駅から見た上田城とか、駅から見た山並みの風景とか、駅を視点場で捉えることが重要ですね。駅は開放的で、山並みが見えるという発想が大事です。駅を室内化することで、信州に来た旅行客においしい風景を奪ってしまっている現実を忘れてはいけません。穂高が見えるとか、圧倒的な果樹園の風景とか、ダイナミックな風景をどう守っていくか、というところから、修景という活動が始まる訳です。ですから、発想を転換して、県土レベルの景観行政という発想を県が持つ必要があります。

(山田建築指導課長)

会長のおっしゃるとおりです。やはり、規制だけではなくて、県民の皆様の意識がそこに行かなければいけないと思います。例えば、大きな建物一つでも、建物全てが見えるのではなくて、そこに木があることで部分的に隠していく、そのことでドーンとした面でなくなっていく、そういったことを一つ一つ、皆で考えていく必要があって、それが全体の修景ということにつながっていく。その点を話していきたいと思います。

(進士会長)

今、大事なことを山田課長は指摘しました。全く、課長の言うとおりのこと。一方で、建築指導行政を握っている強みもあるお話ですよ。建築物が巨大な壁面を見せないで、いくつ分か分節化される、そして、建物の前に何本かの植栽が来るだけで、どんなに風景として一体化されることかということですよ。建築指導行政では、まわりの緑化など通常はあまり言わないけれど、少なくとも、大規模な建物については緻密に助言することで、最近の事業者はやりますからね。小さい建物は市町村にやっていただければ良い訳です。建築確認の際に助言すれば良くなる訳ですから。住民もちょっと言われれば、あーそうだなと言いますから。建築をやっている人はよく知っていますよね、建物のパーツを書いているときに、木を書けば俄然良くなりますから。だめな建築でも木が添えられればもっと良くなる、背後に山があれば更にもっと良くなると。それでは、よろしいですか。

では、屋外広告物条例については、原案どおりとします。ただし、運用に当たっては、県は県土を考えて、住民との話に臨んでいただきたい。

以上で、今回の原案は全て承認いただいたということによろしいですか。(全員異議なし。)

それでは、承認されました。

それでは、その他について、事務局から説明願います。

(油井景観係長)

はい。資料の5をご覧ください。25年度の農村景観育成事業について、御説明します。

(資料の説明)

次に、「信州ふるさとの見える(丘)認定 要望箇所」について御説明します。

(資料の説明)

(進士会長)

ありがとう。それでは、今の説明について質問等がありますか。

(勝山委員)

「信州ふるさとの見える（丘）」の認定の要望箇所ですが、他にもいっぱい良いところがあると思いますが、今回要望箇所が出てきた経緯について、説明してください。

（油井景観係長）

「信州ふるさとの見える（丘）」の認定制度も含め、農村風景を育成する事業は、当景観審議会が1月に答申した提言に基いて、県が3月に策定した「長野県農村景観育成方針」に沿って、平成25年度から取り組んできた、新しい事業でありますので、今のところ、市町村や県民の皆様にはバランス良く御理解いただいている状況にないため、要望箇所に偏りが生じております。先ほど説明しました、12月21日に行う「ふるさと風景育成の集い」などを行うことで、市町村や県民の皆様には、農村風景の意義や育成について御理解を深めてもらえるよう努めてまいります。

（勝山委員）

先ほどの「ふるさと信州風景百選」の応募状況も含めて、バランスが悪いと思いました。県で、市町村なり県民の皆様からバランス良く応募してもらえるような努力が必要だと思います。

（油井景観係長）

これまで以上に働きかけてまいります。

（進士会長）

勝山さんから、あそこどうかな、と出してもらったらどうかと思います。必ず採用するとは約束できないけど、案は多い方がいいでしょう。各委員さんも、積極的に事務局へ提出してください。大事なことです。姨捨のような市民権を得ている風景の場所だけでなく、逆に新発見があれば、もっと面白いと思います。今まで観光の視点からしか捉えられてない、生活感覚から捉えられた場所が新たに出てくるとか。新幹線や高速道路のような、文明の利器から見た風景もあり得るようになってきています。何も古いビューポイントだけではなくて、新しい時代のものも必要です。

あと、市街地でしたら、高層ビルがありますから、高層ビルから全てを眺めることができますし、逆に見られる場所になるということもあります。視点場が両方を兼ねているものもあります。視点というのはフォーカス（焦点）が相手（視対象）にあるんですよね。ここ（視点場）が良いというものもありますが、見える物が良いというのが大事です。山の真ん中に何も無いよりも、五重塔などがあると、ずっとフォーカス（焦点）が効くこともあります。景観というのは意外と作り方があって、むしろ人為的に作るものもあるのです。橋は、鉄道橋だと列車が通過するだけの橋になって面白くなく、日本橋のようにそこで立

ち止まって眺めたり、橋そのものが絵や風景になるようなものもあるのですね。とりあえず、委員の皆さんから提案をお願いします。

個々に、要望箇所を見ると、「横浜の港が見える丘公園」のようなネーミングの工夫が更に必要ですね。それと、日本は雨が多い国ですから、建物に屋根があった風景の方が良いですね。佐々木委員、何かありますか。

(佐々木委員)

ちょっと、宣伝させてください。この本は、信州大学の武者先生と建築士会佐久支部の共同で、佐久穂町の昔栄えた、羽黒下を中心に、戦前・戦後「信州の上海」と言われた街並みについて、2011年、2012年に調査した記録です。委員の皆さんに配布します。

昭和13年にできたアーチ橋である栄橋も素晴らしい橋です。

(増田委員)

会長から、北陸新幹線からの車窓も一つの景観という話もありましたけど、新幹線に乗ると結構、景色が見えるんですね。でも、構造上の防護壁の上に、ときたま防音壁や防護壁がついていて、あれが邪魔なんです。それを景観審議会からというのとはともかく、JRさんに撤去の要望をしたらいかがかと思ひ、県として何ができるか検討してもらいたいと思うのですが。

(進士会長)

そういうものを事務局に期待するよりも、増田委員が原案を作ったらいかがですか。次回の審議会で委員の皆さんが納得したら、要望を出せばいいと思いますよ。JRも景観上の配慮をしてくれていますよ。そういう例もあります。ですから、JRも公益性の高い企業として、そういう対策を打つことは十分あります。委員が具体的な場所などを明示したら、さらに良いのではないのでしょうか。

(増田委員)

具体的に場所を明示したら、事務局ないし審議会に提出していいですか。

(油井景観係長)

増田委員から具体例がありましたら、私どもでJRにお聞きして、JRのお考えもあるかと思ひますので、その双方をもって、御相談させていただきます。

(宮崎委員)

事務局から平成25年度事業の説明がありましたが、平成26年度以降はどうなりますか。

(油井景観係長)

平成 26 年度の予算要求はこれからということになりますが、今年の事業として「ふるさと信州風景百選」を行っていますので、「百選」を本で出していく以外に、どう PR していくかが必要だと考えております。併せて、「百選」の応募・選定に関わった方がおりますので、そういう方々とも、どのようにして関わりを保っていけるかという観点で、予算要求してまいりたいと考えております。

(宮崎委員)

実は、安曇野でも 3 年前から「風景百選」について、5 回にわたって募集をして、それでも、なかなか応募が集まらないということがあって、市民にどのように啓発していくべきかという大きな課題がありました。それで、1 年前に市民がインターネット上でビューポイントの写真等を登録できるようなサイトをつくり、1 年間で 600 弱、登録できるようになりました。

県のホームページで「百選」を通達のように載せていても、ほとんど県民は見ないですから、県民の共感が得られるような形を考えないといけないと思います。むしろ「百選」の選定後の PR を重要に考えてもらいたいです。

(油井景観係長)

宮崎委員の御指摘の問題意識で、予算要求をしてまいります。

(勝山委員)

北陸新幹線の延長もあって、県でも「おもてなし」の活動を始めております。長野県を PR する上で「景観」はものすごく重要で、他の部局の事業と連携していくようにすれば、一層効果が出ると思います。そういう連携を図ってもらいたいと思っております。

(油井景観係長)

平成 26 年度の予算要求では、他部局との連携のもとに要求する予定です。

(山下委員)

以前、県の方で、「信州サンセットポイント百選」を選んだ経過があります。「信州サンセットポイント百選」の先例も踏まえて、PR をしっかりやっていただきたいと思います。選定の後をしっかりと行っていただければ、風景百選の事業を行う意味があると思います。風景写真はどれくらい集まっているのですか。

(油井景観係長)

580点ぐらい集まっております。

(山下委員)

わかりました。今、NHKの「撮るしん」に負けないものを作るとすれば、県も大変かと思いますが、それくらいのもものが求められていると思いますので、特定の局と組むのは難しい問題もあるかもしれませんが、注目度や発信の方法としても良いと思いますので、是非検討してみたらいかがかと思います。

(矢澤委員)

今、飯田市ではリニアが通るということですが、リニアによって、飯田市の独自の文化・歴史が壊されてしまうのではないかと心配しています。一方で、経済優先の考え方の人もおります。残土処理のことばかりが問題になっている点が心配です。

(進士会長)

景観というのは、自然性も、歴史や文化も社会のあり様も、全て含んだ概念なのです。建築サイドから景観が始まっているので、ビジュアルなもの、形になっているものの印象が強くてね、専門家の中では「景域」という言葉を使っている人もいます。ドイツ語では、「ランドシャフト」というんですが、文化的景観を大事にしたものです。

「景観」は、「景観法」として、法律に国で採用したこともありますが、「風景」という言い方をして、時間の概念を取り入れようとしている自治体等もあります。矢澤委員の話は、正に「景観」の話です。

関委員、どうですか。

(関委員)

県民の皆さんの景観の意識向上を図る方向性の中で、設計の立場に立っている者として、建築確認の際に、「景観」の届出を施主さんが本来出すべきものでありながら、私たちが代行として作業の一つとして出していることに反省がありました。本来なら、施主さんにもっと意識していただく必要があると思いました。

(進士会長)

そのとおりですね。施主がものを考えなければいけないのに、今まで、丸投げなんですよ、専門家ということで。本当は使う人、暮らす人が景観の受益者ですから考えるべきだし、今の市民は自分で考えるレベルにある。リニアの問題はあるけど、リニアによる利益と比較して、リニアと景観をどのように調和させるかというのは、今の市民は普通に考えているはずなんですけどね。浅い、深いはあるけれどもね、プロフェッショナルが発注者にきっかけをむしろ与えるべきですね。

それでは、3時になりましたので、3時に無理やり伸ばした訳でなく、皆さんに発言してもらいたかった訳です。本日は、手続上のことが議題でしたが、それをきっかけに、景観の本質についても議論しました。それでは議事を終了します。委員の皆様、ありがとうございました。

事務局、何かありますか。

(油井課長補佐)

委員の皆様、長時間にわたり、活発な御審議をいただき、ありがとうございました。

以上を持ちまして、長野県景観審議会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(終)